

県議会における答弁

(1) いわゆる「同和教育基底論」について

●平成12年6月28日(水) 門田議員(自民)

タイトル: 教育問題について (4) 同和教育の見直しについて

問:

広島県教育は、文部省による是正指導を平成10年に受けた。教育委員会では、それを契機として、県民に信頼される公教育を確立するため、懸命の努力を積み重ね、今年度はその総仕上げの年であると位置付けている。

教育長は、卒業式・入学式において、学習指導要領に基づき国旗・国歌を適正に実施することが、本県教育の基盤づくりの証であるとして、先頭に立って指導してこられた。

しかしながら、ある地域の校長会から「国旗・国歌の実施」と「同和教育との整合性を示すように」という要望が出されたと聞く。同和教育に矛盾するから法令等に定める事柄に反対するという論理になっている。

いまだに、学校の場合、法令等より同和教育が優先するかのよう論理が展開されている背景には、「同和教育をあらゆる教育活動の基底に据える」という考え方を教育委員会自体が認めていたことがあると思う。

同和教育を進めるに当たっては、国の同和对策審議会の答申で示されているように、政治運動や社会運動との関係を明確に区分すべきであり、運動そのものも教育であるといった考えは避け、「教育の中立性」を守るべきである。それは、これから進もうとしている教育の中立性に向けての教育改革の方向であると確信する。

そこで、県としても、これまでの同和教育を抜本的に見直し、新たな指針を策定すべきであると考えるが、今後どのように対処し、「教育の中立性」を守っていかれるのか、教育長の見解を伺う。

(県教育長答弁)

同和教育の推進は、本県教育における重要な課題の一つではありますが、公教育における同和教育は、もとより関係法令に則り、教育活動全体を通して適正に行われることが必要であります。

この場合、御指摘のように「同和教育をあらゆる教育の基底にすえる」ということにより、同和教育がすべての教育活動や法令に優先するとするのは、誤った考え方であると考えます。

また、このようにいわゆる「同和教育基底論」により、一部の地域や学校において、同和教育にさえ熱心に取り組んでいけばよいといった風潮や、「総括」などの名の下に同和教育の視点から、学校教育活動全体を点検・評価するなどの状況がみられることについては、公教育の在り方からみて、問題があると認識しております。

同和教育も、他の教育活動と同様、公教育の基本である憲法、教育基本法、学校教育法、学習指導要領等に基づいて行われるべきことは当然であり、県教育委員会といたしましては、このような考え方にに基づき、必要な指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、学校での生徒の発言等に関する運動団体との連携についてでございます。

御指摘のように、このようなことはあくまで教育指導上の課題として、学校の責任で解決するのが基本であると考えます。

その際、保護者や関係者の意見を適切に受け止めるのは大切なことですが、「連携」の名の下に、運動団体が学校に運動論を持ち込んだり、自らの主張を受け入れるよう一方的に働きかけたり、また、校長の権限を侵すような要望を学校が受け入れたりするようなことは決してあってはならないことであり、そのような場合には、運動団体との対応は行うべきではないと考えます。

中立・公正の原則が厳しく求められる公教育の場にあつては、教育と政治運動や社会運動との関係は明確に区別されるべきものであり、県教育委員会といたしましては、今後、このような観点に立って、いわゆる「教育介入」の排除をはじめ、各学校における教育の中立性の確保に特段の意を払ってまいりたいと考えます。

最後に、同和教育の今後の在り方についてでございます。「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」や、人権擁護推進審議会の「答申」でも示されているように、国においては、今後、同和教育のみならず、様々な人権問題に取り組むことの必要性が強調されているところであります。

このことを踏まえ、県教育委員会といたしましても、庁内に「人権教育推進プロジェクトチーム検討会議」を組織し、新たに、学校における人権教育にかかわる指針について、検討を進めているところであり、今後、その検討に基づき、具体的な方針を明らかにしてまいりたいと考えております。

(2) いわゆる「八者合意文書」について

●平成12年9月19日(火) 岡崎議員(自民)

タイトル: 「八者合意」についての知事と教育長の見解について

問:

先般、6月定例会県会において、教育長は、学校での生徒の発言等に関する運動団体との連携について、『連携』の名の下に校長の権限が侵されるようなことは決してあってはならないことであり、そのような場合には、運動団体との対応は行うべきではない」と答弁している。また、「いわゆる教育介入の排除をはじめ、各学校における教育の中立性の確保に特段の意を払ってまいりたい。」と述べられている。まことに適切な答弁であり、私もそのとおりで考えている。

しかし、このたびの府中市小中学校校長16人による県教委の処分に対する不服申立ての際、ある運動団体幹部の方が同席していた。このことは、テレビや新聞を通して広く県内に報道されたところであるが、なぜ、このようなことになっているのか我々県民からすれば全く理解できない。このような場に特定の運動団体の幹部が同席していることは、学校教育が運動団体に支配されている証であり、不当な教育介入であると言われても仕方がないと思う。私は、このような実態の背景の一つに、いわゆる「八者合意」があと考えている。

このいわゆる「八者合意」にかかわってであるが、平成11年3月10日の参議院予算委員会でも当時の県校長協会会長である岸元学氏が、参考人質疑で、「八者合意文書の中に『差別事件の解決に当たっては、関係団体とも連携し』という文言がある。『関係団体』とはこの場合部落解放同盟である。この『連携』という言葉が拡大解釈され、一人歩きし、今回の卒業式の持ち方についてまで、いろいろと部落解放同盟に介入を許すという結果を招いたのではないかというように私は受け止めている。」と証言している。この証言は、岸元前会長が教育現場の困難な状況を素直に話されたものであり、これが解放同盟の教育介入を許す口実となっていることは明白な事実である。

また、同年3月15日の参議院文教・科学委員会での質問に対し、文部省初等中等局長は、「この文書を見る限り、形式的には一般的な表現で綴られていると見受けられるが、その運用に当たって、教育の中立性確保の観点から如何かと思われる実態がある。このような運用を生み出している、この八者合意は問題ありというのが、文部省の考えである。」とし、さらに、文部大臣は、「八者合意の中で、その運用によって教育の中立性が歪められる実態があると聞いており、そのような文書は問題があると考えている。」と答弁しているように、いわゆる「八者合意」については、国レベルにおいても問題があると断言されている。

教育長は、文部省是正指導3年目の取組みとして、「教職員が存分に力を発揮できる伸びやかな学校環境づくりを推進するため、教育介入を排除し、教育の中立性を確保する」と明言している。

私もまったく同感であるが、しかし、いわゆるこの「八者合意」が、先ほどから、縷々述べているように、21世紀に向けて広島県の教育を創造していく上で明らかに支障となっているのではないかと思うのである。

いわゆる「八者合意」について知事と教育長は、どのように認識しているのか、その見解を伺う。

(県知事答弁)

いわゆる「八者合意」文書は、昭和60年に当時の様々な状況の中で、当時の関係者によって作成されたものと承知しております。

しかしながら、御指摘のように、この文書が、今日、教育現場において、教育介入を招いているとの疑惑を生み、教育行政を進める上で、いささかでも支障となることがあってはならないと考えております。

私といたしましては、教育委員会が過去の経緯や文書にとらわれることなく、あくまで教育の自主性・中立性を基本として、適正な教育行政を推進すべきであると考えており、今後ともその取組みを全面的に支援してまいりたいと考えております。

(県教育長答弁)

いわゆる「八者合意」文書は、当時の様々な状況の中で、昭和60年に当時の関係者により作成された文書であると認識しております。

この文書をめぐりましては、これまで、教育行政があたかも特定の団体の影響下に行われているかのような疑念を生じさせたり、文書の中の「連携」という語が一人歩きし、あるいは、拡大解釈されることによって、事実上特定の運動団体のいわゆる「教育介入」を招くような実態を生んできたとの指摘がなされてまいりました。

また、御指摘にもありましたが、国会での論議においても、その文言上はともかく、教育の中立性をゆがめるような実態を生み出しているこのような文書には問題がある旨が文部省により示されているところであります。

これらの背景としては、この「八者合意」文書の性格等があいまいなまま今日に至ったことがあると考えており、県教育委員会といたしましては、この文書があくまでも過去の文書であり、今日においては、これに拘束されるものではないことを明確にし、今後とも信頼される公教育の実現に向けて、教育の中立性に則った適正な教育行政の推進に努めてまいりたいと存じます。

●平成12年9月21日（木） 渡壁議員（県民連合）

タイトル： 「八者合意」について（宮議員関連質問）

問：

宮議員の要望に関連し、質問させていただく。

先般、岡崎議員が質問した時に、知事は、広島県における学校教育の安定と充実のために、いわゆる八者合意の問題について知事が答弁された。その答弁の内容は、この文書というのは昭和60年に当時の様々な状況の中で当時の関係者によって作成されたものと承知しております、ということが一つ、教育委員会が過去の経緯や文書にとられることなく、というのがもう一つの内容である。

私が今日知事にお伺いしたいのは、実はこの八者合意というのは、一番始めに名前が出ているのは県知事である。あれは教育委員会が結んでいて、それを応援する、というような趣旨の知事の答弁だが、あなたは八者合意というのを見ていないのではないかと私は思う。読んでいらっしゃるのではないかと。（知事、文書を掲げて見せる）いや、今私が質問すると言ったからそこへ持っていったのではないと思うけれどね。読んでいらっしゃるのではないかと。もし読んでいたら、極めてこれは不誠実な答弁だ。読んでいらっしゃるならこれは不勉強だ。

不誠実な態度というのは、あなたが約束したのではなくても、竹下知事が約束しても、行政の最高責任者が県民に約束したことは、あなたは守らなければいけない。私は未来永劫守れとは言いませんよ。もし、これを守らなくていいと言うのだったら、少なくとも当事者と話をして、これからは約束は反古にさせてもらいますよ、ということを確認しなければならない。ちゃんとこの文書を読んだら、一番最後のところにそう書いてある。必要なときには一緒に話をすればいいんだと、そういうことが書いてある。そういう手続きを踏まず、何か、自分には責任がないようなことを言って、先ほど言いましたように、とられることなく、などとですね。県の行政の最高責任者が約束したことでしょ。とられることはない、はないでしょう。そういうことを言う前に、みんな集まってください、と。あるいは、あれはああいう約束をしましたが、竹下さんはああ言われたけれども、私の代になってちょっと状況が変わったと思うから、改めさせてもらいますと言わなければならないんですよ、あなたは。そういう手続きを踏まないで、なぜそんな無責任なことを言うのか。県議会で質問しても、あなたは答弁されることを、全部そういう扱いにするんですか。一時が万事ということがありますよ。

私は何も部落解放同盟の味方をしようと思って言っているのではない。あなたが誠意を持って、約束をしたことはちゃんと誠意を持ってやるということが大事なのです。議会でいろいろ答弁されたとね、おそらくあなたがこの前答弁したのはね、教育委員会が書いて持っていったのを読んだんでしょ。教育長が答弁したのと内容は全く同じですよ。いいですか、持って行ったのを読んだだけだ。勉強していない。少しは自分の頭で考えて、県民に対する約束はどうするかということをしっかり考えて答弁してくださいよ。そうしなければ県民の信頼はありませんよ。どんな約束したって、あれはすぐ反古にすると、こんなことはないよ、これ。教育長は何遍もやっているがね。知事までそういう病気にかかったら、広島県は救われませんよ。

いいですか、そういう手続きやってください。今からでも遅くはない。誤りを正すにはばかることはないです。そういう手続きをやってくださいよ。そういう話の場を持って、破棄するなら破棄すると、ちゃんと手続きを踏んでやってくださいよ。それが民主主義であり、知事の正義というものですよ。

私はそう思います。お答えください。

（県知事答弁）

行政の継続性についてでございますが、教育の自主性・中立性を基本とした適切な教育行政の推進という基本的な考えは、当時も今日もいささか変わることはないと考えております。しかしながら、私といたしましては、教育委員会が過去の経緯や文書にとられることなく、あくまで教育の自主性・中立性を基本として適正な教育行政を推進すべきであると考えており、今後ともその取組みを支援してまいりたいと考えております。

●平成12年9月21日（木） 渡壁議員（県民連合）

タイトル： 「八者合意」について（宮議員関連質問・再質問）

問：

知事ね。あなたは、私が質問することを想定して誰かが原稿を書いたものを読んだと思うが、あなたが想定したようなことは聞いていない。中身がいいとか悪いとかは言っていない。

約束したことを破るときには、当事者に集まってもらって、状況が変わったから改めなければならないというときは、当事者に集まってもらって、これからはこうさせてもらうという、話をしなければいけませんよと私は聞いている。

だからそれを、話をするのかしないのかを、まっすぐ答えてくれないといけない。パットも当たらないような遠くのことを答えたのでは全然ダメですよ。自分の言葉で答えてくださいよ。

(県知事答弁)

いわゆる八者合意文書でありますけれども、あくまでも当時の様々な状態に対処するために作られた文書であって、教育に直接関係することのない、関係とは言いませぬけれども、権限を有しない者あるいは既に教育研究団体から外れた者も入っております、改めて全員集まって協議する必要はないものと考えております。

●平成12年9月21日(木) 辻 議員(共産)

タイトル: 同和教育行政に対する認識等について

問:

98年9月議会で私は「本県教育を歪めている問題に、部落解放同盟と癒着した解放教育体制がある」ことを指摘し是正を求めた。そして「運動団体の課題を学校現場に持ち込ませず、教育と社会運動の区別を明確にすること」「解同との癒着の原因になっている八者合意文書の破棄」を求めた。その時、教育長は一般論に終始し、八者合意文書は「教育の中立性を尊重して合意されたもの」と強弁した。

ところが、今年6月議会で教育長は「同和教育基底論」の誤り、「連携の名の下に運動団体が学校に運動論を持ち込んだり、自らの主張を受け入れるように働きかけたり…は決してあってはならない」

「教育と政治運動や社会運動は明確に区別されるべきもの」などと言明した。これらの方向はわが党が県議会をはじめ、あらゆる機会を通じて主張してきたことと一致するものである。教育長は本県同和教育行政に対して、この間どのような認識の変化があって、先の姿勢に至ったのか答弁を求める。

また、この20数年間、県教委自身が、外部の運動団体の方針を学校現場に押しつける事を容認し「確認・糾弾」の場に同席して、教師らが糾弾にさらされているのを黙認してきたことについて、何の反省もないことは許されない。

部落解放同盟の言いなりの教育と「確認・糾弾」が横行するなかで、幾人もの校長・教師が自らの命を絶ってきたことも、県民の脳裏に鮮やかである。責任の一端を県教委自身が担ってきたのであり、そのことへの明確な反省と真摯な検討を求めるものである。それなしに県教育行政への信頼は回復しないと考える。所見を伺う。

そして、何よりも本県教育を歪めてきた解放教育体制を、きっぱりと絶ち切るために、「八者合意文書」の明確な破棄を、教育長が表明すべきである。明快な答弁を求める。

(県教育長答弁)

本県同和教育行政に対する私の認識についてでございます。

私は、県民に信頼される公教育を確立するためには、同和教育行政のみならず、教育行政全般にわたって、法令・規則等に基づいた教育の中立性が厳正に確保されなければならないと考えており、平成10年7月に着任して以来、今日まで一貫して、この姿勢で本県教育行政に臨んでまいったところでございます。

次に、いわゆる「確認・糾弾」についてのお尋ねでございますが、先の6月定例県議会においても申し上げておりますように、生徒の発言等に関することは、あくまでも教育指導上の課題として、学校の責任で解決するのが基本であると考えます。

その際、保護者や関係者の意見を適切に受け止めるのは大切なことですが、いわゆる「教育介入」の懸念があるような場合には、対応は行なうべきものではないものと考えております。

最後に、「八者合意」文書に関してですが、この文書が、昭和60年当時の様々な状況の中で当時の関係者により作成された文書であるとの認識についてはこれまで一貫して申し上げてきたところであります。

先日の答弁においては、この文書があくまでも過去の文書であり、今日において、これに拘束されるものではないことを明確にし県教育委員会としての姿勢を明らかにしたところでございます。

今後とも、信頼される公教育の実現に向けて、教育の中立性に則った適正な教育行政の推進に努めてまいりたいと存じます。

広島県における学校教育の安定と充実のために

今日、本県学校教育の安定と充実とは、すべての県民の願いである。これに応えるために、教育に係わるわれわれは、お互いにそれぞれの立場の尊重と相互信頼の上に立ち、教育基本法第10条の精神である教育の中立性を尊重し、次のことを基本に置いて、更に教育の健全化のために、それぞれの役割をつくすものとする。

- (1) 教育の質的向上と青少年の健全育成のため、教育関係者は学校教育問題協議会（三者懇）の場などを通じて、懸命に努力し、関係者はこれに協力する。
- (2) 学校においては、子供の教育を基本に置いて、校長をはじめ教職員が一体となって努力し、民主的で秩序ある学校態勢が確立されるように努める。あわせて、父母、地域社会の意見を謙虚に聞き、学校の運営に全力をつくす。
- (3) われわれは、教育諸条件の整備を一体となって進め、適切な教育環境づくりに努める。
- (4) 同和教育の推進に、われわれは一致して努力する。差別事件の解決に当たっては、関係団体とも連携し、学校及び教育行政において、誠意をもって主体的に取り組み、早期解決に努める。また、激発する差別事件の現実に鑑み、社会啓発に全力をあげる。
- (5) 全国的に見られる生徒の自殺事件、いじめなど人間疎外の状況、校内暴力など荒れの現象、更に喫煙、シンナーなどに見られる自暴自棄の現象については、その緊急性と重要性に鑑み、本県における教育健全化対策の重要な課題として位置づけ、生命・人権の尊重と主体的な生き方の確立を目指して、積極的に取り組む。
- (6) 今後、われわれは、適宜話し合いの機会を持ち、相互理解と意思の疎通に努め、本県教育の推進のために努力する。

昭和60年9月17日

広島県知事
広島県議会議長
広島県教育委員会教育長
部落解放同盟広島県連合会
広島県教職員組合
広島県高等学校教職員組合
広島県同和教育研究協議会
広島県高等学校同和教育推進協議会

※この文書は、平成12年9月の県議会答弁により「過去の文書」と整理しており、今日では効力のないものとなっています。

(3) 是正指導について

●平成12年12月13日(水) 吉岡議員(自民)

タイトル: 義務教育改革について

問:

文部省の是正指導を受けて以来、県教委関係者の協力により、正常化への取り組みが前進していることを高く評価する。

特に9月定例会での、「八者合意」の全面破棄宣言に代表されるように、「同和教育基底論」の否定や、同和教育の是正に県立学校を中心に取り組んでおられることは県民の信頼を取り戻すことでもある。

これからの課題は義務教育課程における改革が残っている。義務教育課程に関しては、市町村の主体的、積極的な取り組みが重要だが、市町村においては未だに「同和教育をすべての教育の基底」に据え教育を行っているところや学校が多数あり、保護者や現場においても混乱が生じている。

例えば地域進出。問題行動を起こし生活指導をしなければならない子供等は同和地区に限らず存在しており、同和地区に出向いたときだけ報償費が支給されるのは、おかしいと言うことで12年度から県は予算カットをしているにもかかわらず、市町村では未だに多額の予算計上があるところもある。

さらには小、中学校で担任を持つ先生はクラスに同和地区の子供がいる場合、その地域の解放子供会に参加させられることがある。形の上では自主参加だが、半ば強制的で当然その出席に対し市町村は地域進出費という名目で予算計上している。

是正指導以来形式的には市町村もその指導を行っているが、実態としては徹底していない。

道徳教育の指導にしても、実際には同和教育の時間が多くを占め、結果としてウソの報告書を学校ぐるみで行っているところもある。

学力向上対策も含め、県教委は今後市町村教委とどのような連携と指導の元に義務教育改革を進めようと考えておられるのか教育長の考えを聞く。

21世紀の本県においては部落差別解消のため、広く県民が議論できる環境整備を行っていかなくてはならない。

行政は、来年度で法期限の切れる同和对策事業について、今後は、一般事業の中で県民生活向上を計っていかなければならない。

教育についても特定運動団体の学校現場への介入を排除し、生徒がそれぞれの個性を尊重しながら、学力を付けることが我々世紀末に生きる者の使命である。

(県教育長答弁)

文部省是正指導の取り組みや義務教育の適正化につきましては、ご指摘のように、市町村教育委員会の主体的な取り組みとともに、県教育委員会が市町村教育委員会と緊密な連携をとりながら進めていくことが必要と考えております。

同和教育に関し、県教育委員会といたしましては、法令、規則に則った適正な教育の推進を基本として、同和教育と政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、教育介入を排除し、「教育の中立性」を確保する観点から、これまでのあり方を見直し、いわゆる「同和教育基底論」や「八者合意」に対する考え方を、本年6月、9月の両県議会において明確にしてきたところであります。

また、いわゆる地域進出につきましても、同和地区児童生徒のみならず様々な課題をもつすべての子どもたちを対象とした家庭訪問等へ移行する必要があるとの観点から、平成11年度をもってこれまでの措置を廃止したところであります。

ご指摘のありましたいわゆる解放子ども会につきましては、その活動内容が、地域によっては運動団体の方針に基づいて行なわれている場合もあり、そのような場合には教育と社会運動等との区別という観点から、教職員が職務として関与すべきではないと考えます。

また、本来、学校管理下の活動ではない解放子ども会の指導に関わって、教職員が強制的に参加させられるようなことは、決してあってはならないことであります。

以上のような同和教育をめぐる県教育委員会の考え方につきましては、様々な機会を通じ市町村教育委員会に対して説明してきたところですが、いまだに多くの課題が残されている地域もあると捉えております。

具体的な課題等につきましては、現在、その実態把握に努めているところであり、今後、課題のある市町村につきましては、市町村教育委員会が責任を持って課題解決に取り組めるよう、状況に応じた具体的な指導、助言等を行なってまいりたいと考えております。

義務教育の実施につきましては、もとより小中学校の設置者である市町村が第一義的な責任を有するものであり、今後は是正指導の取り組みや義務教育改革の推進について、これまで以上に各市町村の役割と責任は大きくなっていくものと考えます。

本県においては、過去からの永い歴史や経緯により、今回是正指導を受けるに至った様々な実態や慣行が生じてきておりました。

このような中で一部の地域や学校現場において、いわば見えざる強制のシステムや、自由闊達な論議や実践を妨げるこぼった空気が支配し、一人一人の教職員がその力量を十分に発揮できない状況がみられるようになったものではないかと捉えております。

今回の国からの是正指導を契機として、これらの要因を取り除いていくことは、県、市町村を問わず

教育行政の基本的な責務であり、県教育委員会といたしましては、県立学校において率先して取り組みを進めるとともに、それぞれの市町村において、義務教育の改善充実が着実に進められるよう今後とも各地域の状況を把握しつつ、一層の指導、助言や支援に努めてまいりたいと存じます。

このことを通じ、風通しのよい伸びやかな教育環境を実現し、本県の教員が本来有している優れた指導力を十分に発揮できるようにすることが、学力向上対策の基本でもありと考えており、今後とも公教育の確かな基盤作りと義務教育改革ビジョンの着実な推進を図り、県下全体で豊かで充実した教育活動が展開されるよう努力してまいりたいと存じます。

●平成13年6月28日（木） 山田議員（自民）

タイトル： 「是正指導」の成果について

問：

「是正指導」の最終目標である「信頼される公教育の確立」は、教育委員会の懸命の努力により、その基盤ができてきた。

「信頼される公教育の確立」をめざす最大の戦略は、「教育の中立性」を確保することであった。すなわち、長い間、本県の教育界、学校への教育介入をしてきた部落解放同盟や教職員組合を排除することであった。

このように、めざすべき方向は示されても、その道のりは決して平坦なものではなく、多くの障害と困難がその前途を塞いでいた。しかし、教育長はこれらの障害や困難に怯むことなく、この3年間渾身のエネルギーを注がれ、目覚ましい成果をあげられた。

本県の教育が、学習指導要領に「逸脱」あるいは「そのおそれがある」として、当時の文部省からは是正指導を受けたのは、平成10年5月20日であった。そして、教育長は、同年7月1日に就任された。正に、是正指導とともに、この3年間を本県の教育正常化のために邁進されたのである。そして、この間多くの成果を上げられたことを、高く評価するとともに、そのご労苦に敬意を表する次第である。

そこで、是正指導3年間の成果を、教育長自らがどのように評価されているか、先ず、伺う。

（県教育長答弁）

平成10年5月20日に文部省からは是正指導を受けて以降、本県教育委員会といたしましては、法令等に則って、教育の中立性を確保するとともに、県議会、文教委員会や教育長のホームページなどを通じて、広く県民に改善の状況を公開しつつ、信頼される公教育の確立に向けて取り組みを進めてまいりました。

この度、是正指導を受けて、当初の報告期間とされた3年が経過したことから、これまでの成果と課題について取りまとめ、去る6月21日に福山市教育委員会教育長とともに、文部科学省へ報告をいたしましたところであります。

その際、文部科学省からは、県教育委員会が是正指導を受けた項目のすべてについて、積極的に取り組み、是正が概ね達成されたこと、

また、特に、3年目の平成12年度においては、是正指導の各項目への個別的な対応のみならず、教育の中立性の確保や開かれた学校づくりの推進等、広く教育改革の推進に取り組んだことなどについて、評価をいただいたところであります。

私といたしましては、この3年間で、ここまで改善の実をあげてきた、各学校の校長や教職員、市町村教育委員会や関係者の方々のこれまでの努力と真摯な取り組みに対し、深く敬意を表したいと思っております。

また、教育の中立性と公開性を柱として進めてきたこの3年間の取り組みを通して、学校が公教育としての使命を改めて自覚し、保護者や県民の願いや期待をしっかりと受け止め、アカウンタビリティ、説明責任に基づく責任ある学校運営が行われるようになってきたこと、また、教員が教育公務員としての自覚を深め、法令等に則った適正な教育活動が行われるようになってきたことも、将来につながる大きな成果と捉えております。

是正の過程を通して、これまで本県教育を制約していた様々な呪縛から徐々に解き放たれ、学校や教職員一人一人が、自由な発想をもって、伸びやかに教育に携わる空気ができつつあることを実感しております。

このように、この度の是正指導は、有形・無形の確たる成果を生み出すとともに、本県の教育全体の在り方を根底から見直す貴重な機会となったものであり、本県が新世紀の幕開けとともに、新たな「教育県ひろしま」の創造に向けて出発するための確かな基盤が確立されたものと捉えております。

●平成13年6月28日(木) 山田議員(自民)

タイトル: 「是正指導」の今後の課題について

問:

卒業式・入学式での国旗・国歌の100パーセント実施など、是正項目は、数字の上では「達成」あるいは「ほぼ達成」できたが、その内容に課題が残っているものが、まだまだある。

これら是正項目の多くは、県立学校と市町村設置の小中学校では、その改善状況に格差がある。

県教育委員会では、学校教育の基礎である義務教育改革を推進されているが、このためにも、小中学校における是正指導の達成が、今後の大きな課題であることを指摘せざるを得ない。

さらに、3年間にわたり是正指導を続けたにもかかわらず、改善が不十分な学校については、教育委員会の指導責任もあるが、それ以上に、校長の管理職としての資質や責任を厳しく問う必要があるのではないか。

これら、是正の内実化を図るためには、また、これまでの成果が後戻りしないためには、残された課題の解決への取り組みを引き続き行うことが重要である。

先日、教育委員会は、3年間の是正指導報告書を文部科学省に提出され、それに対する文部科学省から指示があったが、これら残された課題について、今後どのような手法で取り組んでいくのか、教育長の具体的な方針を伺う。

(県教育長答弁)

本県の是正指導に係る報告に対して、文部科学省からは、是正指導の取り組みについて、改善はおおむね達成されたものの、今後の取り組みに対しいくつかの課題について指導も受けました。

具体的には、一部の地域及び学校においては是正状況に格差があることから、今後とも市町村教育委員会や各学校と連絡を密にしつつ、是正項目の達成を図ること、

また、国旗掲揚・国歌斉唱、道徳及び人権に関する学習内容等の教育活動については、一部に見られる不適切な実態が無くなるよう是正指導を継続するとともに、指導内容、指導方法の充実により、内容面の充実を図っていくこと、

さらに、学校の管理運営については、主任制の機能発揮など、校長を中心とした学校が組織的に運営されるように努めること、などの指導を受けるとともに、本県が報告書で示したいくつかの課題も含めて、文部科学省に対し、今後その改善状況を、適宜、報告するよう求められたところでございます。

このほか、教育の公開性を重視し、開かれた学校、開かれた教育行政を推進すること、県民に信頼される公教育の確立のために、教育介入の排除と教育の中立性の確保を確実なものにすること、との指導も改めて受けたところでございます。

県教育委員会といたしましては、今後これら指導をうけたことが実現されますよう鋭意取り組んでまいりたいと思っておりますが、この7月6日には、臨時の県立学校長会議及び市町村教育長会議を開催し、今後の対応方針を次のように提示してまいりたいと考えております。

一つには、校長や市町村教育委員会へのヒアリングを通し、各学校や教育研究団体の活動にかかわる市町村の課題を明らかにし、是正の徹底を図ること、

二つには、校長に「学校運営に係る校長自己診断票」を記入していただき、その結果を公表することにより、改善事項の定着を図ること、

であります。
今後におきましては、県教育委員会、市町村教育委員会及び各学校が、連携と信頼関係を一層深めるとともに、是正状況について、広く情報を提供することを通して、県民の理解と協力を得ながら、残された課題解決に向け全力をあげてまいる所存であります。

●平成14年9月24日(月) 富永議員(自民)

タイトル: 是正指導以来の成果と課題及び今後の展望について

問:

常盤教育長が就任されて1年が経過した。是正指導以来の成果と残された課題をどう捉え、今後をどう展望しているのか、この1年間の所感も含めて、教育長にも伺う。

(県教育長答弁)

是正指導の成果として、まずは、多くの学校において学校の主体性が確立し、校長を中心とする責任ある運営体制が整い、教職員の創意工夫による伸びやかな教育が実現しつつあると受け止めております。

私自身、100校余りの県立学校すべての校長と面談をし、また、学校訪問で多くの教職員と接する中で、その思いを強くしております。

また、教育の公開性という観点からは、各市町村教育委員会や学校が自らの教育活動の実態やその成果、課題を県民に対して率直に示す、いわゆる説明責任を果たそうとする姿勢が生まれてきていると感じております。

しかし、こうした成果の一方で、私が着任した以降においても、例えば、中学校の授業時間数の大幅な不足の問題、障害児学校の管理運営の問題、市町村によって是正の取り組みに温度差があることなど依然として課題は残されており、逐次指導し改善に向けて取り組んでいるところであります。

今後は、新たな「教育県ひろしま」の創造という大目標を実現するために、基礎・基本の徹底、考える力の育成、夢や目標に挑戦する心の涵養などをめざして、具体的な目標を持って教育改革を進めてい

かなければなりません。

そのためには、学校が県民の皆様に信頼される存在となることが不可欠であります。

引き続き、是正の徹底こそが改革の基本であるとの考えにたつて、是正指導と教育改革に取り組んでまいります。

●平成15年9月25日（木） 吉井議員（自民）

タイトル：是正において課題がある学校の状況と今後の取組みについて（課題がある学校の状況と今後の取組みについて）

問：

本県公教育が、平成10年に文部省の是正指導を受けて以降、5年が経過した今日においても、教育の中立性の確保や、校長を中心とした学校の管理運営体制の確立において、課題がある学校が存在していることが、この度の高須小学校問題で明らかとなった。

県教育委員会では、改めて、県内公立小中学校の状況について、校長を中心とした学校の管理運営など、是正において課題がある学校の実態を把握することとされている。

本来であれば、指導主事や管理主事の職務や、各種研修会、会議の開催等を通じて、各学校の実態は、相当程度に把握されていてしかるべきであるにもかかわらず、高須小学校問題に見られる課題がある学校の実態が、十分把握されていなかったことについて、私は、反省すべき点が多々あると思う。

この度の実態把握の調査において、課題がある学校の状況はどうであったのか、何故、それが今日まで分からなかったのか、また、課題があるとされた学校の要因や背景には何があると考えられるのか、教育長に伺う。また、今後、各学校の実態把握や、課題校に対する指導等について、具体的には、どのような取組みをされるのか、併せて伺う。

（県教育長答弁）

本県は、平成10年に是正指導を受け、その後平成14年度までは、校長ヒアリング、学校訪問、校長自己診断票により学校状況の把握に努め、一部を除いては、是正がほぼ達成されたものと把握をしておりました。しかしながら、この度の高須小学校問題に関連をして、学校運営上の課題に焦点を絞り、あらためて県内のすべての公立小・中学校の実態把握を行った結果、一部の学校におきまして、主任制の機能化、職員会議の運営などの学校運営や教職員の勤務・サービスの管理などにかかわる課題が明らかになりました。

こうした課題が今日まで残されてきた要因といたしましては、形の上では是正ができていますが、教職員の意識等、その内実において十分に徹底されていなかったこと、また、表面上形ができていたために、学校の外からは、学校運営上の課題について、行政として十分に把握することができていなかったことが考えられます。

今後の対応といたしましては、これまでの学校訪問調査で課題のある学校については、必要に応じて再度学校訪問を実施するとともに、学校経営改革推進員を設置し、当該校長を支援するなど、学校運営の適正化を徹底して図ってまいりたいと考えております。

●平成21年2月27日（金） 石橋議員（自民）

タイトル:是正指導以降の教育改革の総括と今後の本県教育の発展について

問:

我が国の教育というものは、大転換期にあるが、こうした中で本県の教育の大改革というものは、平成10年、当時の文部省から受けた是正指導に始まると言える。

この是正指導以前の本県の学校教育というものは、日の丸・君が代問題、主任制反対などを運動方針として掲げる教職員組合との対立から、本来の校長権限が制約され、あるいは一部の運動団体と連携する中で、いわゆる「同和教育基底論」に基づき、昭和60年に交わされた「八者懇談会合意文書」により教育介入を許し、平成4年には「二・二八文書」により、当時の教育長が国旗・国歌を否定したのである。

かつて「教育県ひろしま」として全国に名を轟かせ、数々の偉大なる先人を送り出した本県の姿は、「荒廃した広島県教育」として名を轟かせることになっていったのである。

こうした中、これも極めて異例であったわけであるが、平成10年5月、本県並びにこの問題の発端となった福山市の教育について、当時の文部省から、国旗掲揚・国歌斉唱、人権学習の内容、道徳の時間の名称とその指導内容などの教育内容関係、あるいは、主任の命課、職員会議の運営などの管理運営関係からなる13項目にも及ぶ是正指導を受けたわけである。この是正指導から、既に10年を経過するところとなった。

その間、国においては平成11年、国旗国歌法が制定され、本県においても、平成13年には、県議会において「ひろしま教育の日を定める条例」を全会一致をもって制定したところであり、教育関係者をはじめとした、あらゆる方々の血のにじむような努力、さらには、県民の支持のもとにあつて、今日の信頼される公教育の確立、教育改革の前進に取り組める体制が芽吹いてきたのである。

この10年間の本県の教育改革というものを私なりに振り返ってみると、教職員組合の掲げる「平等」という思想、この思想の下で一切の競争原理が否定され、40年以上にもわたって実施されてきた高等学校の総合選抜制度も廃止され、そして是正指導を経るなかで、県教育委員会、各学校長がリーダーシップを発揮し、かつてはタブー視されてきた各学校の個性化、多様化の実現を目指す取組が始まったのである。

本県独自に実施している「基礎・基本」定着状況調査、昨年度から実施されている「全国学力テスト」の結果を見ても、本県の小学校・中学校における学力は概ね定着してきていると受け止めているし、大学進学につきましても、平成12年の国公立大学の現役合格者が1,556人であったものが、昨年は2,647人と、1,000人を超えて大きく伸びている。

しかしながら、私の脳裏には一抹の不安がつのるのである。是正指導から既に10年を経た今、この本県教育の教育正常化への取組が、過去のものとなるのではないかということである。時代も流れ、教育関係者も世代交代をしていく、こうした中で、かつての厳しい教育環境を知る人も少なくなっていく、多くの犠牲の下に本県教育の正常化が、血のにじむような関係各位の努力によって行われている、未だ教育正常化への取組は途半ばであるということのを忘れ、緊張の緩みが少しずつ教育現場に蔓延しているのではないか、そうしたことを危惧しているのは私一人ではないと思うのである。

昨年の教育委員会制度発足60年、あるいは本県の是正指導から10年という節目、さらには教育基本法の改正にみられる教育の大転換期であるからこそ、すべての教育関係者が、是正指導の原点に立ち返る絶好の機会である。

そして、あの是正指導からの取組を忘れないことが、本県のさらなる教育改革の推進に欠かせないものであると考えるのである。

そこで、是正指導を受けてからの10年という節目にあつて、この間の教育改革に向けた取組を、どのように総括しているのか、さらには、この歴史的事実を今後の本県教育の発展にどのように活かしていこうとしているのか、教育長の所見を伺う。

(県教育長答弁)

本県教育は、平成10年、当時の文部省から是正指導を受け、以来、教育の中立性と公開性を柱に、県民から信頼される公教育の実現に向け、様々な改革・改善に取り組んで参りました。

具体的には、校長権限の確立や主任制の機能化が図られるとともに、卒業式・入学式における国旗掲揚、国歌斉唱が適正に行われるなど、文部省から受けた指摘事項の是正を成し遂げたところでございます。

さらに、「学校評価制度」や「新たな人事評価制度」の導入など、教育改革のための「仕組みづくり」を進めるとともに、「基礎・基本」定着状況調査や「ことばの教育」など「教育の中身づくり」にも重点を置いて取り組んで参りました。

その結果、全体として公教育の基盤が整うとともに、「全国学力・学習状況調査」に見られる基礎学力の定着や暴力行為の発生件数の減少、さらには、道徳教育の改善・充実が図られるなど、教育内容の面でも着実に成果が表れております。

教育委員会といたしましては、全国的にも異例の是正指導を受けたということを決して風化させることなく、今後とも教育の中立性と公開性を堅持し、県民総参加による教育改革に全力で取り組んで参ります。

●平成23年2月21日（月） 平議員（自民刷新会議）

タイトル:広島県教育への期待について

問：

来年度の当初予算案では、「人づくり」「新たな経済成長」の重点2分野を中心としていると知事から説明があったが、「人づくり」において、極めて重要な役割を担うのが教育委員会であり、教育長自ら「教育委員会にとって新しい土台づくり」の年になると言われている。

こうした中、教育長は今後の教育改革推進は後進に委ねることとし、本年度末をもって退任する意向を示された。

教育長は、本県の教育改革の第一線で、本県の是正指導の徹底、信頼される公教育の実現に向け、教育行政に心血を注いできた。

退任表明にあたり、これまで本県教育に注がれた情熱を振り返り、今後の広島県教育に期待するところを伺う。

(県教育長答弁)

広島県の教育は、今、全国水準になっていると言えるところまでできました。

さらに、平成18年12月に改正された教育基本法に基づく新しい学習指導要領が小学校から順次スタートしていくことに加え、「将来にわたって『広島県に生まれ、育ち、住み、働いて良かった』と心から思える広島県の実現」を基本理念とした「ひろしま未来チャレンジビジョン」が動き始めることから、トップを目指す新しいフェーズに入ろうとしています。

思い起こせば、10数年前まで、広島県の教員は、中央の研修会などで、素直に広島県教育の実情を話せない、話せば悔みの眼で見られていました。

しかし、今は、胸を張って、教員一人一人の自己申告による目標管理や学校評価などのシステムづくり、ことばの教育やキャリア教育などの教育の中身づくりを説明し、賞賛の眼で見られるようになってきました。

これも、知事、県議会を始め、県民の皆様方の御支援と御協力の下、市町教育委員会や学校関係者と一体となって、「教育の中立性と公開性」を貫き通してやっと到達できたのです。

この間、広島も当たり前前の教育を行うのだという大義のためとは言え、幾人もの仲間が傷付き、倒れ、教育界を去ってゆきました。

今の状況は、こうした苦難を乗り越えたものであり、決して天与のものでないことを、後に続く人たちには忘れないで貰いたい、緩めば、元の木阿弥になります。

ここに一篇の漢詩があります。

「雪擁山堂樹影深
檐鈴不動夜沈沈
閑収乱帙思疑義
一穗青燈万古心」

「冬夜読書」と題した菅茶山の漢詩です。

学ぶことに関わってきて、心に染み入るものを感じます。

また、教えの道に携わる者に、厳しくとも冷静さを示唆しているのかなとも思っています。

教育委員会や校長だけでは、トップを目指す新しいフェーズへの土台は創れません。

新しいフェーズでは、「子どもや教職員にレゾナードトル、即ち、自らの存在理由を体感させ、それを高める」ことが必要です。

そのためには、教育委員会や校長がリーダーシップを発揮しつつ、一線で働く教職員の英知を集め、気持ちを一つにしていくことが求められます。

これからの広島県の教育は、子どもたちが将来の夢を描き、自立した社会人として、国内はもとより、世界で活躍できるような「人づくり」に取り組み、広島で学んで良かったと思える日本一の教育県の創造に向け、県民のニーズに、より一層応えていかなければなりません。

議長を始め、県議会の皆様方におかれましては、本県教育の更なる発展に向け、引き続き、力強い御支援を賜りますよう、お願い申し上げますとともに、このような機会を頂いたことに感謝申し上げます。

ありがとうございました。

●平成23年6月29日（水） 沖井議員（自民会議）

タイトル:新教育長の所信と決意について

問:

平成10年の文部省是正指導以来、県ではいわゆる教育改革に取り組んできたが、その根本に子供の「生きる力」の育成を据え、主な柱に「学力向上」、「教員の資質向上」、「教育環境の整備」などをあげている。

県の教育現場において、かつて、学力向上について語ることすらタブーとされる奇妙な時期があったそうだが、現実には学力向上は、保護者のみならず社会や企業において、非常に要求が高いテーマであり、県が学力向上に関する事業や研究を強力に推進し現場の意識付けに励んだ成果は、全国学力・学習状況調査や大学入試センター試験におけるデータの伸びで示されている。

学力向上は、数値データで効果を測りやすい目標であるが、学力向上に目標が偏れば、人と関わる徳育や健康づくりの基礎となる体育が怠りがちになったり、数値データに引きずられた学校運営や進学指導がおこなわれる懸念もよく指摘される場所である。

「知・徳・体」のバランスの取れた力が「生きる力」と定義されている以上、派手で世間受けするものより中庸を得た教育施策こそが、今後も追求していかなければならないものと思われる。

次に、教員の資質向上についてであるが、かつては教員がめいめいの思いで学級運営し、授業の良し悪しすら問われずにすむ不思議な時代があったと聞く。いうまでもなく授業力は教員の資質の中心であるが、それ以外にも、家庭のしつけの補完、国際化への対応、権利意識が肥大化した保護者への対応など、教員に要求されるものはかつてより相当多くなっている。

そこで、教員の意識向上や研修の充実はもとより、学校運営の工夫や業務の効率化など教員の資質を十分引き出すための体制づくりも必要ではないかと思われる。

次に、教育環境の整備についてだが、現在、安全確保対策、少人数学級、学校同士の連携などが図られ、新築された学校に行くと、生徒が快適に学習に励む細やかな配慮を感じることがある。

一方、生徒個々のみならず地域の教育環境という視点も見落としはいけないように思う。たとえば、生徒数の少ない高校の統廃合が取りざたされているが、公立高校が地域に根ざした教育文化の拠点であることを踏まえ、各地域に満遍なく高等学校教育がいきわたるようにする理念が必要であり、数値データ処理や機械的な判断に基づく安易な統廃合は慎むべきである。また、地元の中学から地元の高校へと進学する流れを円滑にする中高連携事業を改めて強力に推進すべきである。

さて、下崎教育長においては、この4月就任されたが、教諭や校長の経験も持っており、学校現場にも明るく、教育課題についての独自の捉え方があると思う。そこで、今後、本県教育を推進するに当たり、教育長の所信と決意について伺う。

(県教育長答弁)

本県では、これまで、「新たな『教育県ひろしま』の創造」を目標に掲げ、市町教育委員会や学校関係者と一体となって、真に県民から信頼される公教育の実現に向けて取り組んで参りました。

この間、「教育の中立性と公開性」を柱とした是正の徹底と教育改革の推進により、「知・徳・体」のそれぞれの面で着実に成果が現れ、全国水準と言えるところまでできたものと捉えております。

このことは、本県の教職員一人一人が本来有している力が発揮されてきた成果であると考えており、私が県立高等学校の校長を務めていた際にも、その潜在する力を実感したところでございます。

今後、本県教育が更なる飛躍をしていくためには、引き続き、是正の徹底を図るとともに、教職員が持つ力を十分に引き出し、さらに伸ばしていくこと、また、学校だけではなく、地域、家庭、県民すべてを巻き込んだ教育活動を行っていくことが重要であると考えております。

そのため、「知・徳・体」のバランスの取れた「基礎・基本」の徹底を図ること、全国水準まで達して伸び悩んでいる状況を打破し、全国トップ10を目指すこと、学校が明確なビジョンを持ち、果敢に挑戦する自律性を持つ組織づくりを行うことなどに重点的に取り組むこととしております。

私といたしましては、子どもたちが将来の夢を描き、自立した社会人として、国内はもとより、世界で活躍できるような「人づくり」に取り組み、「広島で学んで良かったと思える日本一の教育県の創造」に向け、引き続き、県民の皆様の御理解と御協力を得ながら全力を挙げて取り組んで参る決意でございます。

●平成27年12月9日(水) 富永議員(自民議連)

タイトル:今後の「学びの変革」の方向性について

問:

平成10年、県教育委員会は当時の文部省から、本県教育が法令等から逸脱、もしくはその恐れがあるとして、教育内容関係、学校管理運営関係、計13項目について、是正を図るとともに、是正状況を報告するよう求められた。

是正の過程で明らかになった当時の実態は、学校の管理運営面では、校長の本来の権限の行使が著しく制約され、教育内容面では、学習指導要領を逸脱し、教育の中立性が大きく損なわれ、悪しき平等主義や行き過ぎた権利主張に基づく教育が行われる事態が生じており、この結果、他県と比較して著しい学力の低下を招き、少年の犯罪率は、全国でもワースト1位、2位を争う状況を呈していた。

こういった厳しい状況は、本県議会や国会でも取り上げられ、本県教育の不適正な実態を明らかにしつつ、歴代教育長の強いリーダーシップの下、知事、教育委員会、そして県議会も総力を挙げて、県民総ぐるみで教育改革に取り組んできた。

校長等が相次いで自ら命を絶つという犠牲を払う中で、今日まで、教育の中立性と公開性を柱として、県民から信頼される公教育の実現に向けた様々な取組が行われてきた。

教育委員会も、全国に先駆けて「学校評価システム」の導入など、改革のための仕組みづくりや、「基礎・基本」定着状況調査など、本県の教育の充実と発展を図る取組を継続してきた。

このような県を挙げた取組の結果、本県の教育水準は、例えば、全国学力テストや体力・運動能力テストにおいて、ベスト10に入るまで改善し、県立高等学校における大学進学実績を見ても、大幅に向上しているところである。

そして、昨年12月、「広島版『学びの変革』アクション・プラン」が策定されたが、これは、全国に先駆けて、社会のグローバル化に対応した新たな教育モデルを構築しようとするものであり、大変期待している。

このアクション・プランに基づいて、今年度から、様々な具体的取組に着手しているが、私は、この「学びの変革」アクション・プランの策定は、是正指導以来の、本県教育の正常化と改革の歴史が辿り着いた「新たな地平」であると思っており、これまでの歴史の上に立って、ここから、現在のグローバル社会に生きていく子供たちを、本県がどのような教育をもって送り出していくのか、まさしく、新たな歴史をどのように切り拓いていくのかが試される局面に立っていると思う。

そこで、これまでの教育行政の歴史の上に、どのように、新たな歴史を築いていこうとしているのか、「学びの変革」の実現に向けた今後の方向性について、教育長の認識と決意を伺う。

(県教育長答弁)

現在の本県教育は、是正指導以来の様々な改革・改善に取り組んできた結果、辿り着いたものであり、是正前の状況に戻るようなことは絶対にあってはならないと考えております。

これまでの取組により、「知・徳・体」のそれぞれの面で、着実に成果が表れているものの、グローバル化が急速に進展する中においては、子供たちに、変化の激しい先行き不透明な社会をたくましく生きていくことができる資質・能力を育成する必要があると考え、本年度から「学びの変革」に取り組んでいるところでございます。

この「学びの変革」は、基礎・基本の徹底をはじめとするこれまでの取組を転換するものではなく、「生涯にわたって主体的に学び続ける力」を全ての子供たちに育成することを目指して、取組を更に充実・発展させていくものでございます。

この「学びの変革」を着実に推進することによりまして、広島で学んで良かったと思える日本一の教育県の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

(4) 平和教育について

●平成13年6月27日(水) 石田議員(県民連合)

タイトル: 平和教育の推進について

問:

人類史の要請として、平和の大切さを説き続ける「被爆県広島」の教育行政の良心を貫き、ヒロシマの原体験の継承、ヒロシマの世界化のための平和文化とさらに壮大な平和教育の創造と普遍化を図っていただきたい。私たち被爆者は高齢化しており、「ヒロシマ」の証言、継承、教育を今後誰が担うのか、願いは切なるものがある。そこで、今後どのように平和教育を進めていくつもりなのか、本県教育の最高責任者である教育委員長の所見、決意の程を尋ねる。

(県教育委員長答弁)

基本的に、平和教育は、日本国憲法の理念に基づく教育基本法に示されております教育の根本精神を基調として、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成をめざして行われなければなりません。

先般、藤田知事が国連を訪問された際、国連軍縮担当ダナパラ事務次長から、「軍縮・核兵器不拡散教育に関する研究」について協力依頼を受けるなど、本県は、世界平和を発信する拠点として期待されております。

この国連からの協力依頼は、近年、欧米の歴史学や教育史の研究において注目されております「戦争と記憶」の問題、具体的に申せば、若い世代に戦争の惨禍をいかに伝えていくのかという問題と通ずるものであります。

本県における平和教育は、人類最初の被爆県であることから、平和記念資料館の見学や被爆体験の聞き取りなど、被爆の実相に関する資料をもとにした具体的な学習が進められております。

今後とも、こうした取組みを踏まえるとともに、学習指導要領に則って、児童生徒の発達段階に配慮し、我が国の社会や文化に対する理解と愛情を深め、国際理解や国際協調の視点に立つ平和教育の充実を図ることが重要であると考えております。

これらを通して、世界の中の日本人としての自覚を持ち、積極的に世界の平和と国際社会に貢献する人づくりを基本として、本県平和教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

●平成15年2月20日(木) 石田議員(県民連合)

(県教育委員長答弁)

タイトル: 平和教育の推進について

問:

(前略)

私の教職経験を振り返って、私の平和教育論の一論を申し述べたが、今、広島の教育現場はどうかと直視した時、ヒロシマの平和教育は、危機状況にあるのではないかと極めて憂慮している。

特に、学校での平和教育は、衰退、無気力だと告白の声を聞くのである。

真の学力とは、基礎学力を基調とし、平和を創り、平和に生きる力ではなかるうか。

この現実に対し、本県、教育行政の最高責任者である教育委員長に、ヒロシマの平和教育を進める基本認識、現実認識と、それを踏まえた、これからの推進施策について伺う。

平和教育は、日本国憲法の理念に基づく教育基本法に示されている教育の根本精神を基調として、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成をめざして行われるものであります。

ところで、今日の子どもの様子を見ますと、様々な課題がございます。基礎学力の定着や豊かな人間性の涵養など、一人の人間として社会的に自立するための基礎となる力の育成を図ることなくしては、平和教育の成果も容易には期待できません。

また、平和教育の実践に当たっては、戦争や平和を体験的に理解することも極めて大切であります。特に、本県は人類史上最初の被爆県であり、世界に平和を発信する拠点として期待されていることから、子どもたちが被爆の実相に触れる活動も、これまた極めて意義のあることと考えております。

こうした取組みの一つとして、戸河内町立上殿(かみどの)小学校では、戦後毎年、児童が赤十字原爆病院を訪れ、近くの山で採集したササユリを届けることを通して患者さんたちと交流し、平和の大切さを学んでいるということを伺っております。

一方、県立原実業高校では、平成8年から、中国、内モンゴル自治区においてアブラマツの苗の植林を毎年行い、現地の高校生と交流をしております。生徒は、その感想文の中で「砂漠を緑化することは食料生産を可能にし、豊かな自然を再生することにつながります。そして、みんなが豊かに安定することによって平和な世界が築けると思っています。」と述べております。国際理解や国際協調の視点に立った広い意味での平和教育の一つの事例でもあり、国際交流を実施する学校が増える中で、今後一層重要と考えられる内容と考えております。

私自身も、国際会議で出張した折など、「戦争の記憶」を留めるための施設を訪れる機会がございますが、その際、多くの若者たちが親や地域の人々とともに、実に静かに、また熱心に「戦争の記憶」を体験している姿を見ております。

とりわけ本県の場合、「戦争の記憶」といった視点から申せば、家庭での親子の話し合いや、休日を利用して「平和記念資料館」や、国立の「平和祈念館」などを訪問することも考えられるのではないのでしょうか。

今後とも、これらを通して世界の中の日本人としての自覚を持ち、積極的に世界の平和と国際社会に貢献する人づくりを基本として、平和教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

●平成15年9月24日（水） 東議員（県民連合）

タイトル： 被爆実相の継承と平和教育について（平和教育の実態について）

問：

学校における平和教育の実態について教育長はどのように認識しているのか、伺う。

（県教育長答弁）

平和教育は、日本国憲法の理念に基づく教育基本法及び学校教育法に示されている教育の根本精神を基調として、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成をめざして行われるものであります。

本県においては、人類最初の被爆県であることから、「平和記念資料館」や国立の「平和祈念館」の見学、また、被爆体験の聞き取りなど、体験的な学習や国語科、社会科等における被爆や戦争の実相に関する資料をもとにした具体的な学習が進められているところであります。

また、例えば、ひろしま国際プラザを訪問し、JICA（国際協力事業団）の役割や国際貢献の意義について学習をする、あるいは、外国の姉妹校を訪問し、交流することを通して、国際社会の中で広島県の果たす役割を理解したり、国際協調の精神を養うなど、広い意味での平和教育の取組みが進められているところであります。

今後とも、積極的に世界の平和と国際社会に貢献できる人づくりを進めてまいりたいと考えております。

●平成16年9月28日（火） 東議員（県民連合）

タイトル： 平和教材について

問：

3年前に、藤田知事が国連を訪問された時、ダナパラ軍縮担当事務次長から、国連として軍縮や核兵器不拡散を押し進め、教育・教材の開発のために平和教材の提供を要請された。しかし、教育委員会自ら作成した平和教材あるいは資料はなく、広島市の作成した副教材や国語の教科書といったものを提供されたと伺っている。

「ひろしま平和貢献構想」の理念にそった平和教育推進は、被爆県広島の子どものみならず、紛争終結後の地域において被爆の実相を伝え、憎しみの連鎖を断ち切る上で必要である。教育委員会として資料・教材を作成するつもりがあるのかどうか、伺う。

（県教育長答弁）

本県におきましては、これまで「平和記念資料館」の見学などの体験的な学習の中で、原爆や戦争に関する遺構、展示物などの貴重な資料や、公的機関が作成した冊子やビデオなどの資料を活用して被爆や戦争の実相に関する具体的な学習が「既に」進められているところでございます。

一方、県教育委員会といたしましては、例えば、昨年度に引き続き、本年度も「復興支援プロジェクトに係るカンボジア現地調査」に参画するなど、「ひろしま平和貢献構想」に基づく国際協力の分野に取り組んでおりますので、今後もこうした取組みに力を尽くしてまいりたいと考えております。

具体的には、現在、①青年海外協力隊経験者を講師に迎え、国際貢献の意義を理解する学習や②国際交流員や留学生と交流することを通して、他国の文化を理解しコミュニケーションを深める学習など、広い意味での平和学習が進められておりますので、このような県内の優れた取組みを情報提供することなどを行ってまいりたいと考えております。

（5）人権教育について

●平成14年3月4日（月） 岡崎議員（自民）

タイトル： 人権教育の指導の在り方について

問：

学校教育を将来の社会人を育成する機能として捉えた場合、子どもたちに相互理解・尊重の精神を身に付けさせることは、欠かすことができない。

しかしながら、これまでの学校教育においては、とかく「権利」のみを強調し、「権利」には「義務」が伴うものであることを教えてこなかったのである。そのため、「他者を認める」ことが不得手で、自己中心的な考えしかできない子どもたちが増えている。

とりわけ「人権教育」は、その字面から「権利」一辺倒の指導となる恐れがある。

人権教育の指導においても、権利と義務を一体のものとして理解させることが重要である。あわせて、他者の尊重等は、権利・義務の観点のみではなく、人としての存在自体を認め合う広い道徳

的心情を育むことが、一層重要な指導目標とされるべきであり、この点は、いじめや暴力のない学校とするためにも不可欠な観点である。

すなわち、人権教育は道徳教育の一領域として位置付けることが、学校教育においては相応しいのである。
人権教育の指導の在り方について、教育長の見解を伺う。

(県教育長答弁)

本県では、従来、同和教育の誤った理解から、権利の主張のみが強調される側面がありましたが、新しい人権教育は、御指摘のように、自分の人権を主張するだけでなく、他人の人権を尊重することについても正しい理解を持ち、権利の行使に伴う責任を自覚することを通じて、人権の共存を図る社会の実現をめざすものであります。

一方、自他の権利を重んじること、義務を確実に果たすことなどは、道徳における指導内容として学習指導要領で示されているところでもありますので、人権教育の実施にあたっては、道徳教育の指導を充実していくことが特に重要であると考えております。

県教育委員会としては、研究指定校15校を指定し、実践研究なども含めて、その充実に努め、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう指導してまいります。

●平成14年3月4日(月) 岡崎議員(自民)

タイトル: 人権教育の取組みについて

問:

学校は、「教育を受ける権利」が保障された環境とすることが重要であり、それを実現すること自体が生きた人権教育の教材となるのである。「教育を受ける権利」の保障とは、授業を最優先に確保し、その内容を充実させることである。

しかし、府中市の中学校において恒常的に授業カットをしていた問題や一部の県立学校で必修である世界史を履修させていなかった問題など、学校の基本的な役割である授業を放棄していた実態が明らかになっている。

今春からの完全学校週5日制の実施に伴い、総授業時間数が減る中で「学力低下」が懸念されているところであるが、現在も授業を確保する努力をしないことは、いかなる理由があっても決して許されないことである。

学校における人権教育の取組みは、授業の確保を第一とし、学習指導要領に基づいた教科等の指導を充実させることが肝要であり、人権教育を特化させた指導は適切ではないと考えるが、教育長の見解を尋ねる。

(県教育長答弁)

国の人権教育・啓発に関する基本計画の中間取りまとめでは、人権教育を実施するに当たっての留意点として、

- ① 国民一人一人の自主性の尊重、
- ② 自由な意見交換のできる環境づくり、
- ③ 国民からの幅広い理解と共感を得ること、
- ④ 行政の主体性や中立性の確保

に、配慮すべきであるとしております。

本県では、過去、同和教育を行う際に、ややもすると、公教育と社会運動・政治運動との区別が明確でなく、特定の運動団体の主張に沿った内容になるなど不適正な実態が見られたところでもあります。

その後、この点については是正が進んだとはいえ、引き続き重要課題として位置付けるべきことから、国の基本計画で示された観点を踏まえつつ、特に、教育の中立性、学校の主体性の確保を最重点として指導の徹底を図りたいと考えております。

また、教育課程上の扱いについては、従来、学校において、同和教育を教育の基底にするとの考え方がありましたことから、他の教育活動に優先して特別に時間を設定して、その指導が行われるなど不適切な実態もありました。

今後は、学習指導要領に基づく道徳や各教科等における学習内容を適切に指導することによって、人権を尊重する意識を高めていくべきであり、これまでのように特別に時間を設定する必要はないと考えております。